

広島県肝炎治療特別促進事業取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、広島県肝炎治療特別促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1に定める事業（以下「事業」という。）の円滑な実施を図るため、当該事業の実施に関して必要な基準、手続き、事務取扱い等について定める。

第2 用語の定義等

- 1 対象患者は、広島県知事（以下「知事」という。）から、「肝炎治療受給者証」の交付を受けた者とする。
- 2 治療とは、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療、B型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療及び当該治療を継続するために必要な治療とする。
- 3 専門医は、日本肝臓学会、日本消化器病学会等に属する肝臓の専門医であって、抗ウイルス療法に精通し、その副作用等に対する処置及び治療中において肝がんの早期発見ができるものとする。
- 4 専門医療機関は、専門医が常勤する医療機関であって、広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制（以下「肝疾患診療支援ネットワーク体制」という。）を構成する専門医療機関とする。
- 5 認定審査会は、日本肝臓学会、日本消化器病学会等に属する肝臓の専門医11名で構成する。

第3 医療給付の申請

実施要綱第5に定める医療の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1－1号から第1－3号による「肝炎治療受給者証交付申請書」（以下「交付申請書」という。）に、次に定める書類を添えて、知事に申請するものとする。

- (1) 様式第2－1号から第2－6号による専門医療機関の専門医の診断書
ただし、肝疾患診療支援ネットワーク体制以外の専門医療機関の専門医の診断書にあっては、当該医療機関で治療する患者についてのみ適用できるものとする。
- (2) 申請者の氏名が記載された被保険者証、組合員証等の写し
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者の記載のある住民票の写し
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく、交付申請を行う月に応じ、次の区分に従った市町民税（所得割）の課税年額を証明する書類
 - ア 1月から5月までに交付申請を行うときは、当該申請月の属する年の前年度分
 - イ 6月から12月までに交付申請を行うときは、当該申請月の属する現年度分

第4 対象患者の認定

- 1 知事は、実施要綱第8の1に定める対象患者の認定を行う際には、認定審査会の意見を求め、適正に認定するものとする。
- 2 審査は、専門的、かつ公平、公正な判断に期するよう、原則認定審査会委員2人の輪番体

制による主査及び副査により行うものとする。

3 判定は、交付申請書及び交付申請書に添付された専門医療機関の専門医の診断書を基に、次項に定める対象患者の認定基準により、患者の病状等を総合的に勘案の上、適正に判定するものとする。

4 対象患者の認定基準は次のとおりとする。

(1) B型慢性肝疾患

ア インターフェロン治療について

HBe抗原陽性で、かつ、HBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎で、インターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のない者（ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。）

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

イ 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

(2) C型慢性肝疾患

ア インターフェロン単独治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変で、インターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のない者。ただし、これまでの治療において、十分量の3剤併用療法（ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル）による24週投与が行われた場合を除く。

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の（ア）、（イ）のいずれにも該当しない場合とする。

（ア）これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース

（イ）これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

イ ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビルによる3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、これまでに3剤併用療法を受けたことがなく、かつ肝がんの合併のないもの

※1 上記については、1回のみの助成とする。ただし、（2）アに係る治療歴の有無を問わない。

※2 3剤併用療法の実施は、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関に限る。

第5 対象患者の所得階層の認定

実施要綱第7の2の(2)に定める対象患者の所得階層の認定は、世帯全員の市町民税（所得割）の合算額により行うものとする。

ただし、配偶者以外の者であって、対象患者及びその配偶者と、相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者については、当該世帯の市町民税課税額の合算対象から除外できることとする。この場合、対象患者は、様式第1－4号「市町民税課税額合算対象除外希望申告書」を知事に提出するものとする。

なお、除外の可否については、次により審査する。

(1) 配偶者以外であること

住民票の続柄により判断する。

(2) 地方税法上の扶養関係にないこと

対象患者及びその配偶者、除外対象者について、市町民税の税情報（扶養控除関係）を証明する書類等により適宜判断する（例：課税証明書、市町が通知する市町民税の決定通知書等の写し、源泉徴収票等）。

(3) 医療保険上の扶養関係にないこと

対象患者及びその配偶者、除外対象者が加入する健康保険の被扶養者を証明する書類により適宜判断する（例：健康保険証のコピー等）。

また、平成24年度以降分の市町民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等」（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

第6 肝炎治療受給者証の交付等

1 肝炎治療受給者証

知事は、対象患者を認定したときは、速やかに当該患者に対し、様式第3－1号から第3－3号による「肝炎治療受給者証」（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 交付申請書等の取扱い

知事は、交付申請書を受理した場合は、受理した日（以下「受理日」という。）から速やかに当該申請に対し、その可否を決定し、否としたときには、具体的な理由を付して、その結果を様式第4号による「肝炎治療受給者証認定不承認通知書」により申請者に通知するものとする。

3 受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は、原則として交付申請書の受理日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に即した期間とする。

ただし、別紙に定める一定の要件を満たした受給者については、例外的に助成期間の延長を認めるものとするが、その場合、当該受給者は、様式第1－5号「肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）有効期間延長申請書（A）」に、肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）を添付して、知事に申請するものとする。また、副作用等の要因により受給者証の有効期間延長を希望する受給者は、様式第1－6号「肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）有効期間延長申請書（B）」に肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）を添付して、知事に申請するものとする。

なお、核酸アナログ製剤治療については、専門医が治療継続が必要と認める場合、様式第

1－3号により更新の申請を行うことができるものとする。

第7 指定医療機関及び指定薬局の指定等

1 指定医療機関の指定

指定医療機関の指定を受けようとする医療機関の開設者は、様式第5号による「肝炎治療指定医療機関申請書」に、次項の（2）の医療機関にあっては、様式第6号による「推薦書」を添えて、知事に申請を行い（以下「指定申請」という。）、実施要綱第7の1に定める保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）として、知事の承認を受けるものとする。

2 指定医療機関の要件

原則として次の要件を満たす医療機関を指定医療機関とする。

（1）専門医が常勤する専門医療機関

（2）専門医療機関の専門医が治療方針を立て、定期的な検査を行う患者に対し、専門医との緊密な連携のもとで、治療を行う医療機関

3 指定薬局の指定

指定薬局の指定を受けようとする薬局の開設者は、様式第7号「肝炎治療指定薬局申請書」により知事に指定申請を行い、実施要綱第7の1に定める保険医療機関等として、知事の承認を受けるものとする。

4 指定医療機関及び指定薬局への通知

知事は、前1項又は3項により指定医療機関又は指定薬局として承認したとき（以下これら承認した指定医療機関及び指定薬局を「指定医療機関等」という。）は、当該指定医療機関等にその旨を通知するものとする。

5 指定医療機関等の内容変更、辞退、取消し等

- （1）指定医療機関等は、指定申請の内容に変更が生じたときは、様式第8号による「肝炎治療指定医療機関等変更届出書」により知事に届け出るものとする。
- （2）指定医療機関等は、指定の辞退を希望するときは、様式第9号による「肝炎治療指定医療機関等辞退届出書」により知事に届け出るものとする。
- （3）知事は、適正な診断、治療、調剤が実施されていないと判断される指定医療機関等に対しては、広島県肝炎対策協議会の意見を聴き、指定医療機関等の指定を取り消すことができるものとする。

第8 対象患者が負担する医療費の額

- 1 実施要綱第7の2の（1）により対象患者が保険医療機関等に支払うべき額が、実施要綱第7の2の（2）に定める額（以下「自己負担限度月額」という。）に満たない場合は、その全額を負担すべきものとする。
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者については、同法上の患者負担額の範囲内で、自己負担限度月額を限度とする一部負担が生じるものとする。

第9 自己負担限度月額管理の取扱い

- 1 知事は、対象患者に対し、様式第10号による「肝炎治療自己負担限度月額管理票」（以下「管理票」という。）を交付するものとする。
- 2 管理票の交付を受けた対象患者は、治療を受ける際に受給者証とともに管理票を指定医療機関等に提示するものとする。
- 3 管理票を提示された指定医療機関等は、対象患者から自己負担額を徴収した際に、徴収した自己負担額及び当月中にその対象患者が肝炎インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療において支払った自己負担の累積額を管理票に記載するものとする。当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した場合は、管理票の所定欄にその旨を記載するものとする。
なお、当該自己負担限度月額は、インターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療を併用する者の場合であっても、両治療に係る自己負担の合算額に対する1人当たりの限度月額として取り扱うものであること。
- 4 対象患者から、当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した旨の記載のある管理票の提出を受けた指定医療機関等は、当該月において自己負担額を徴収しないものとする。

第10 医療費の支給の特例

- 1 知事は、対象患者の治療期間に当該患者の責に帰さない理由により受給者証を指定医療機関等に提示できない期間が生じる場合は、実施要綱第7の1に定める方法にかかわらず、対象患者に対し、医療費を償還払いの方法により支給するものとする。
- 2 対象患者は、前項に定める償還払いの方法により医療費の支給を受けようとするときは、様式第11-1号による「肝炎治療医療費支給申請書」（以下「支給申請書」という。）に、次に定める書類を添えて、知事に申請するものとする。
 - (1) 様式第11-2号による「肝炎治療費助成に係る医療費（薬剤費）確認書」
 - (2) 治療を受けた保険医療機関等又は指定医療機関等が発行した領収書
 - (3) 治療を受けた保険医療機関等又は指定医療機関等が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類
- 3 対象患者は、自己負担限度月額の変更に伴い、償還払いの方法により医療費の支給を受けようとするときは、様式第11-3号に管理票の写しを添えて、知事に申請するものとする。

第11 指定医療機関等の変更、追加、受給者証の再交付、返還

- 1 対象患者は、指定医療機関等の変更、追加をしようとするときは、速やかに様式第12号による「肝炎治療指定医療機関等変更・追加申請書」に、受給者証の原本を添えて、知事に申請するものとする。
- 2 対象患者は、次に該当する場合は、速やかに様式第13号による「肝炎治療対象患者変更届出書」に、受給者証の原本及び当該事実を証明する書類の写し等を添えて、知事に届け出るものとする。
 - (1) 氏名、住所、加入医療保険、医療保険での負担区分及び市町民税（所得割）の課税年額の変更が生じたとき
 - (2) 公費負担福祉医療制度の適用者となったとき
- 3 対象患者は、受給者証の紛失、破損、汚損等により再交付が必要となったときは、速やか

に様式第14号による「肝炎治療受給者証再交付申請書」に破損、汚損の場合は、受給者証の原本を添えて、知事に申請するものとする。

- 4 対象患者は、治癒、治療中断等により、あるいは、別表に掲げるこの事業の上段に位置する国又は地方公共団体が負担する公費負担医療制度における当該医療の適用者となったことにより、有効期間のある受給者証を必要としなくなったときは、速やかに様式第15号による「肝炎治療受給者証返還届出書」に、受給者証の原本を添えて、知事に届け出るものとする。
- 5 知事は、前1項から4項による申請書又は届出書を受理したときは、速やかに事務処理を行い、1から3に係る事務処理にあっては、対象患者に対し、処理後の受給者証を交付するものとする。

第12 県外へ転出した対象患者及び広島県外から転入した対象患者の取扱い

- 1 受給者証を所持する対象患者が、広島県外へ転出し、転出先においても引き続き当該受給者証の交付を受けようとするときには、当該患者は、転出日の属する月の翌月末日までに、転出前に交付されていた受給者証の写し等を添えて、転出先の都道府県知事に届け出るものとする。
- 2 受給者証を所持する対象患者で、広島県外から転入し、転入後においても引き続き当該受給者証の交付を受けようとする者は、転入日の属する月の翌月末日までに、様式第1-1号から第1-2号による「交付申請書」に、転出前に交付されていた受給者証の写し等を添えて、知事に申請するものとする。
- 3 前項の場合における受給者証の有効期間は、転入前に交付されていた受給者証の有効期間の終期までとする。
- 4 知事は、前2項による申請を受理したときは、その旨を転出元の都道府県知事に伝達するものとする。

第13 事業と他の公費負担医療制度との関係

この事業と他の公費負担医療制度との優先順位については、別表によるものとし、公費負担福祉医療制度については、この事業が優先するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行し、様式の改正を除き、平成21年4月1日から適用する。

なお、改正前の様式を使用したときは、当分の間、改正後の様式を使用したものとみなす。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

なお、改正前の様式を使用したときは、当分の間、改正後の様式を使用したものとみなす。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

なお、改正前の様式を使用したときは、当分の間、改正後の様式を使用したものとみなす。

附 則

この要領は、平成23年9月26日から施行する。

なお、改正前の様式を使用したときは、当分の間、改正後の様式を使用したものとみなす。

附 則

この要領は、平成23年12月26日から施行する。

なお、改正前の様式を使用したときは、当分の間、改正後の様式を使用したものとみなす。

別表(第13関係)

	区分	法別番号	制度の略称	
公 費 負 担 医 療 制 度	戦傷病者特別 援護法による	○療養の給付(法第10条関係) ○更生医療(法第20条関係)	13 14	— —
	原子爆弾被爆者に 対する援護に関する 法律による	○認定疾病医療(法第10条関係)	18	—
	感染症の予防及び 感染症の患者に対する 医療に関する法律による	○新感染症の患者の入院(法第37条関係)	29	—
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等 に関する法律による医療の実施に係る医療の給付(法第81条関係)		30	—
	感染症の予防及び 感染症の患者に対する 医療に関する法律による	○結核患者の適性医療(法第37条の2関係) ○結核患者の入院(法第37条関係)	10 11	(感37の2) (結核入院)
	精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律による	○措置入院(法第29条関係)	20	(精29)
	障害者自立支援法 による	○精神通院医療(法第5条関係) ○更生医療(法第5条関係) ○育成医療(法第5条関係) ○療養介護医療(法第70条関係)及び基準該当 療養介護医療(法第71条関係)	21 15 16 24	(精神通院) — — —
	麻薬及び向精神薬取締法による入院措置(法第58条の8関係)		22	—
	感染症の予防及び 感染症の患者に対する 医療に関する法律による	○一類感染症等の患者の入院(法第37条関係)	28	(感染症入院)
	児童福祉法による	○療育の給付(法第20条関係) ○障害児施設医療(法第24条の20関係)	17 79	— —
特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費	原子爆弾被爆者に 対する援護に関する法律による	○一般疾病医療費(法第18条関係)	19	—
	母子保健法による養育医療(法第20条関係)		23	—
	肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付		38	—
	児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付(法第21条の5関係)		52	—
	児童福祉法の措置等に係る医療の給付		53	—
	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給(法第4条関係)		66	—
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。)		25	—
	生活保護法による医療扶助(法第15条関係)		12	(生保)

法とは、各法のことをいう。

別紙

助成期間の延長に係る取扱い

1 例外的に助成期間の延長を認める場合は、下記によるものとする。ただし、少量長期投与についても、対象としない。

(1) C型慢性肝炎セログループ1型かつ高ウイルス量症例に対する、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師が72週投与が必要と判断する場合に、6か月を限度とする期間延長を認めること。

(2) 副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合、最大2か月を限度とする期間延長を認めること。ただし、再治療（再投与）については、対象としない。

※(1)及び(2)について各々該当する場合には、最大1年8か月を限度とする期間延長を認める。

2 上記1の(1)における「一定の条件」を満たす場合は、下記によるものとする。

(1)これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法48週を行い、36週目までにHCV-RNAが陰性化したが再燃した者で、今回の治療において「HCV-RNAが36週までに陰性化した症例」に該当し48週プラス24週（トータル72週間）の延長投与が必要と専門医が判断した場合。

(2)(1)に該当しない者であり、今回の治療において「投与開始後12週後にHCV-RNA量が前値（※）の1/100以下に低下するが、HCV-RNAが陽性（Real time PCR）で、36週目までに陰性化した症例」に該当し48週プラス24週（トータル72週間）の延長投与が必要と専門医が判断した場合。

※ 前値：治療開始約半年前～直前までのHCV-RNA定量値。

(参考)

平成22年3月現在、ペグインターフェロン製剤添付文書中、重要な基本的注意において、『48週を超えて投与をした場合の有効性・安全性は確立していない。』旨の記載がある。

様式第1-1号(第3関係)

(表面)

肝炎治療受給者証(インターフェロン治療)交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

インターフェロン治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、肝炎治療受給者証(インターフェロン治療)の交付を申請します。

申請者氏名

(印)

申請者	ふりがな 氏名			性別	男・女	
	生年月日	明昭 大平 年 月 日生 (満 歳)				
	住所	〒 - 電話番号 ()				
	加入 医療 保険	被保険者氏名			申請者との 続柄	
		保険種別	健保組合・協会けんぽ・船員・共済組合・国保・後期高齢者・ その他 ()			
		被保険者証 の記号・番号				
保険者所在地						
疾病名						
本助成制度利用歴	有・無	「有」に該当 する場合	受給者証番号 () 有効期間(平成 年 月 日～ 年 月 日)			
他の公費負担(福祉) 医療制度の適用の 有無	有・無	「有」に該当する 場合の制度名	1 重度心身障害者医療費 2ひとり親家庭等医療費 3その他 () ※受給者証等の写しを添付すること			
医療機関・ 薬局	名称					
	所在地					
	名称					
	所在地					
	名称					
	所在地					
	名称					
所在地						

- ※ 1 医療機関・薬局欄には、知事の指定を受けている指定医療機関及び指定薬局のうち、治療を受ける指定医療機関と調剤を受ける指定薬局を記入すること。
- 2 専門医療機関の専門医の診断書（様式第2号）、申請者の氏名が記載された被保険者証、組合員証等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者の記載のある住民票の写し、並びに申請者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市町民税（所得割）の課税年額を証明する書類（1月から5月に申請の場合：前年度分、6月から12月に申請の場合：現年度分）を添付すること。
- 3 受給者証を所持する対象患者が、広島県外から転入し、転入後においても引き続き受給者証の交付を受けようとする場合は、転入日の属する月の翌月末日までに申請し、転出前に交付されていた受給者証の写し等を添付すること。
- 4 助成を受けることができるのは、次の認定基準を満たした場合に限られるので、申請に当たっては主治医とよく相談すること。

【認定基準】

（1）B型慢性肝疾患

HB e 抗原陽性で、かつ、HB V-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎で、インターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のない者（ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HB e 抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。）

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

（2）C型慢性肝疾患

ア インターフェロン単独治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変で、インターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のない者。ただし、これまでの治療において、十分量の3剤併用療法（ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル）による24週投与が行われた場合を除く。

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の（ア）、（イ）のいずれにも該当しない場合とする。

（ア）これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース

（イ）これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

イ ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビルによる3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、これまでに3剤併用療法を受けたことがなく、かつ肝がんの合併のないもの

※1 上記については、1回のみの助成とする。ただし、（2）アに係る治療歴の有無を問わない。

※2 3剤併用療法の実施は、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関に限る。

【肝疾患インターフェロン治療効果判定報告書について】

- 公費負担（広島県肝炎治療特別促進事業）によって受けた肝炎インターフェロン治療に係る治療経過及び結果について、診断書作成医療機関が肝疾患インターフェロン治療効果判定報告書を作成し、広島県に提出します。
- この報告書に記載された内容は、厚生労働省肝炎等克服緊急対策研究事業の研究班が取りまとめを行います。
- この報告書に記載された内容の使用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮し、肝炎総合対策を推進する目的以外に使用することはありません。また、個人が識別される情報の公表等は行いません。
- 特に異議がない場合は、同意があつたものとみなします。

様式第1-2号(第3関係)

肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)新規交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

核酸アナログ製剤治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の新規交付を申請します。

申請者氏名

(印)

申請者	ふりがな 氏名			性別	男・女	
	生年月日	明昭 大平 年 月 日生 (満 歳)				
	住所	〒 一 電話番号 ()				
	加入医療保険	被保険者氏名			申請者との 続柄	
		保険種別	健保組合・協会けんぽ・船員・共済組合・国保・後期高齢者・ その他()			
		被保険者証 の記号・番号				
保険者所在地						
疾病名						
他の公費負担(福祉) 医療制度の適用の 有無	有・無	「有」に該当する 場合の制度名	1重度心身障害者医療費 2ひとり親家庭等医療費 3その他() ※受給者証等の写しを添付すること			
医療機関・薬局	名称					
	所在地					
	名称					
	所在地					
	名称					
	所在地					
	名称					
所在地						

※1 医療機関・薬局欄には、知事の指定を受けている指定医療機関及び指定薬局のうち、治療を受ける指定医療機関と調剤を受け指定薬局を記入すること。

2 専門医療機関の専門医の診断書(様式第2号)、申請者の氏名が記載された被保険者証、組合員証等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者の記載のある住民票の写し、並びに申請者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく市町民税(所得割)の課税年額を証明する書類(1月から5月に申請の場合:前年度分、6月から12月に申請の場合:現年度分)を添付すること。

3 受給者証を所持する対象患者が、広島県外から転入し、転入後においても引き続き受給者証の交付を受けようとする場合は、転入日の属する月の翌月末日までに申請し、転出前に交付されていた受給者証の写し等を添付すること。

肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)更新交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

核酸アナログ製剤治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、
肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の更新交付を申請します。

申請者氏名

(印)

申請者	ふりがな 氏 名			性 別	男 · 女	
	生年月日	明昭 大平 年 月 日 生 (満 歳)				
	住 所	〒 - 電話番号 ()				
	加入 医 療 保 險	被保険者氏名			申請者との 続柄	
		保 险 種 别	健保組合・協会けんぽ・船員・共済組合・国保・後期高齢者・ その他 ()			
		被保険者証 の記号・番号				
	保険者所在地					
疾 病 名						
本助成制度利用歴	有 · 無	「有」に該当 する場合	受給者証番号 () 有効期間(平成 年 月 日 ~ 年 月 日)			
他の公費負担(福祉) 医療制度の適用の 有無	有 · 無	「有」に該当する 場合の制度名	1 重度心身障害者医療費 2ひとり親家庭等医療費 3その他 () ※受給者証等の写しを添付すること			
医療機関・ 薬局	名 称					
	所 在 地					
	名 称					
	所 在 地					
	名 称					
	所 在 地					
	名 称					

※1 医療機関・薬局欄には、知事の指定を受けている指定医療機関及び指定薬局のうち、治療を受ける指定医療機関と調剤を受ける指定薬局を記入すること。

2 専門医療機関の専門医の診断書(様式第2号)、申請者の氏名が記載された被保険者証、組合員証等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者の記載のある住民票の写し、並びに申請者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく市町民税(所得割)の課税年額を証明する書類(1月から5月に申請の場合:前年度分、6月から12月に申請の場合:現年度分)を添付すること。

様式第1-4号(第5関係)

市町民税課税額合算対象除外希望申告書

平成 年 月 日

広島県知事様

次の者については、申告者である私との関係において配偶者に該当せず、かつ、私及び配偶者との関係において相互に地方税法上・医療保険上の扶養関係にない者であるため、自己負担限度額の階層区分認定のときに市町民税課税額の合算対象から除外することを希望します。

ふりがな 申告者氏名	印	生年月日	大正・昭和・平成 年月日生
住 所	〒 — 電話 ()		
除外希望者 氏 名	_____	_____	_____

注 受給者証の原本及び医療保険上の扶養関係にない事実を証明する次の書類を添付すること。

除外希望者全員の健康保険証等の写し

県記入欄

世帯員	本 人	配偶者			計	所得階層
(除外前) 市町民税(所得割)額	円	円	円	円	円	甲 (20,000 円)
(除外後) 市町民税(所得割)額	円	円	円	円	円	乙 (10,000 円)

- 配偶者以外であること。
 地方税法上の扶養関係にないこと。
 医療保険上の扶養関係にないこと。

(72週投与用)

肝炎治療受給者証(インターフェロン治療)有効期間延長申請書(A)

(申請者記載欄)

広島県知事様

私は、インターフェロン投与期間を、48週を超えて最大72週まで延長することについて、治療の効果・副作用等に関し、医師から十分説明を受け、同意しましたので、肝炎治療受給者証(インターフェロン治療)の有効期間延長を申請します。

※以下の項目すべてに記入の上、署名・押印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

ふりがな

申請者氏名

印

性別(男・女)

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生(満 歳)

現住所 〒 -

電話番号 () - - -

※ お手持ちの肝炎治療受給者証(インターフェロン治療)を確認の上、記入してください。

受給者番号

--	--	--	--	--	--

現行有効期間(開始 平成 年 月 日～終了 平成 年 月 日)

- 注1) 本申請書(A)に、お手持ちの受給者証を添付して、広島県に申請してください。
- 2) 延長は、現行有効期間に引き続く6か月を限度とします。
- 3) 記入漏れがある場合などは、認定されないことがありますのでご注意ください。
- 4) 担当専門医とは、原則、申請書提出時の診断医です。

(担当専門医記載欄)

※ 以下の事項をすべて確認の上、署名・押印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

医療機関名 ()

その所在地 (〒)

担当専門医師名

印

確認事項

※ 担当専門医師は、該当する場合、共通項目の□、かつ、(1)若しくは(2)の□にチェックを入れてください。

(有効期間延長の認定には、共通項目のすべての□、かつ(1)若しくは(2)のすべての□にチェックが入っていることが必要です。)

申請者(, ふりがな:)について、C型慢性肝炎セログループ1かつ高ウイルス量症例へのペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、

(共通項目)

- 申請者の診断名は、「C型肝炎ウイルスに伴う慢性肝炎」である。
- 申請者の治療前ウイルス型とウイルス量については、セログループ1かつ高ウイルス量である。
- 申請者の変更後の治療は、標準的治療期間である48週間に連続して24週間を延長するもので、治療開始から最大で72週間である。

[変更後の予定期間：(開始：平成 年 月～終了：平成 年 月予定)]

(1) これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法48週を行い、36週目までにHCV-RNAが陰性化したが再燃した者で、『今回の治療において、HCV-RNAが投与開始後36週までに陰性化した症例に該当する。』と認められるので48週プラス24週(トータル72週間)の投与期間延長が必要であると判断する。

- 申請者は、これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法48週を行い、36週目までにHCV-RNAが陰性化したが再燃した者である。
- 申請者は、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法を開始し、本申請時、当該治療を継続的に実施中であり、現在治療開始後()週目で継続中である(一時休薬期間は除く。)。
- 申請者の治療経過について、下記項目を満たす症例と判断されること。

投与開始後、継続的に治療を続け、

- ・投与開始後36週までにHCV-RNAが陰性化(一時休薬期間は除く。)

(2) (1)に該当しない者で、『今回の治療で、投与開始後12週後にHCV-RNA量が前値の1/100以下に低下するが、HCV-RNAが陽性(Real time PCR)で、36週までに陰性化した症例に該当する。』と認められるので、48週プラス24週(トータル72週間)の投与期間延長が必要であると判断する。

- 申請者は、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の標準的治療(48週間)を開始し、本申請時、当該治療を継続的に実施中であり、現在治療開始後()週目で継続中である(一時休薬期間は除く。)。

申請者の治療経過について、下記の項目を満たす症例と判断されること。

投与開始後、継続的に治療を続け、

- ・投与12週後は、HCV-RNAが陽性のままであり、かつ、HCV-RNA量が前値の1/100以下に低下
- ・投与36週までにHCV-RNAが陰性化(一時休薬期間は除く。)。

(注) ペグインターフェロン製剤添付文書【使用上の注意】の重要な基本的注意において、「本剤を48週を超えて投与した場合の安全性・有効性は確立していない。」とする記載がある旨、十分留意してください。

(副作用等延長用)

肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）有効期間延長申請書（B）

(申請者記載欄)

広島県知事 様

私は、インターフェロン投与期間において、副作用等の要因により、当初の治療予定期間を超える可能性があるため、肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の有効期間延長を申請します。

※ 以下の項目すべてに記入の上、署名・押印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

ふりがな

申請者氏名 印

性別（男・女）

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生（満 歳）

現住所 〒

電話番号 () -

※ お手持ちの肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）を確認の上、記入してください。

受給者番号

--	--	--	--	--	--

現行有効期間（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

(担当専門医記入欄)

申請者（_____：ふりがな_____）について、インターフェロン投与期間において、副作用等の要因により、当初の治療予定期間をわずかに超える（計2か月までの延長）可能性があるため、肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の有効期間延長が必要であると判断する。

※申請者が受けている治療がテラプレビルを含む3剤併用療法（24週）の場合、担当医師は以下の項目にチェックしてください。有効期間延長の認定にはチェックが入っていることが必要です。

治療実施医療機関は、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤し、日本皮膚科学会認定専門医主研修施設又は研修施設に勤務する皮膚科専門医と連携している。

記載年月日 平成 年 月 日

医療機関名 ()

その所在地 〒

電話番号 () -

担当専門医師名 印

(注) なお、副作用等の要因について、県担当者より確認の連絡をさせていただくことがありますので御了承ください。

注1) 本申請書（B）に、お手持ちの受給者証を添付して、広島県に申請してください。

2) 延長は、現行有効期間に引き続く2か月を限度とします。

3) 記入漏れがある場合などは、認定されないことがありますので御注意ください。

様式第2-1号(第3関係)

肝炎治療受給者証(3剤併用療法を除くインターフェロン治療)の交付申請に係る診断書(新規)

ふりがな 患者氏名		性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 大平 年 月 日 生(満 歳)
患者住所	〒 電話番号 ()		
診断年月	昭和・平成 年 月	依頼医 (あれば記載する。)	医療機関名 医師名
過去の治療歴	<input type="checkbox"/> これまでの治療において十分量の3剤併用療法(ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプロビル)による24週投与を受けていない。 (該当する番号を○で囲む。) 1 3剤併用療法の治療歴なし 2 3剤併用療法の治療歴があるが、十分量の投与を受けていない。 [2の場合、具体的に記載:]		
検査所見	[・今回のインターフェロン治療開始前の所見を記入する。 ・1, 2については、治療対象のウイルス性肝炎の番号を○で囲み必要事項を記入する。] 1 B型肝炎ウイルスマーカー (該当する方を○で囲む。) (1) HBs 抗原 (+ - -) (検査日: 平成 年 月 日) (2) HBe 抗原 (+ - -) HBe 抗体 (+ - -) (検査日: 平成 年 月 日) (3) HBV-DNA 定量 LogIU/mL (Taq. Man 法) (検査日: 平成 年 月 日) 2 C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA 定量 LogIU/mL (Taq. Man 法) (該当する方を○で囲む。) (2) ウィルス型 セログループ1・セログループ2 又は ジエノタイプ(あれば記載する。) 1b・2a・2b・その他 () 3 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST IU/1 白血球数 /mm ³ ALT IU/1 ヘモグロビン濃度 g/dL 血小板数 ×10 ⁴ /mm ³ 4 画像診断及び肝生検などの所見(具体的に記載) (検査日: 平成 年 月 日) [所見:]		
診断	(該当する番号を○で囲む。) 1 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 3 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)		
本診断書作成時における肝がんの有無	1 有り 2 無し		
治療内容	(該当する番号を○で囲む。) 1 インターフェロンα製剤単独 2 インターフェロンβ製剤単独 3 ペグインターフェロン製剤単独 4 ペグインターフェロン製剤+リバビリン製剤 5 インターフェロンβ製剤+リバビリン製剤 6 その他(具体的に記載する。) 治療予定期間 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)		
投与状況	(該当する番号を○で囲む。) 1 初回 2 再投与	治療上の問題点等	
医療機関名及び所在地		記載年月日 平成 年 月 日	
専門医 氏名		印	

- ※ 1 診断書は、記載日から起算して3か月以内のものが有効となること。
- 2 HBs 抗原, HBe 抗原, HBe 抗体以外の検査所見は、記載日前6か月以内(ただし、インターフェロン治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載すること。
- 3 肝疾患診療支援ネットワーク体制以外の専門医療機関の専門医の診断書にあっては、当該医療機関で治療する患者についてのみ作成すること。
- 4 記入漏れのある場合は、認定できないことがあるので、注意すること。

肝炎治療受給者証(3剤併用療法を除くインターフェロン治療)の交付申請に係る診断書(2回目の制度利用)

ふりがな 患者氏名			性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 大平 年 月 日 生(満 歳)		
患者住所	〒 -		電話番号 ()			
診断年月	昭和・平成 年 月	依頼医 (あれば記載する。)	医療機関名 医師名			
過去の治療歴	<p>該当する方にチェックする。</p> <p>(1) B型慢性活動性肝炎の場合 <input type="checkbox"/>これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けていない。</p> <p>(2) C型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変の場合 <input type="checkbox"/>これまでの治療において十分量の3剤併用療法(ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル)による24週投与を受けていない。 (該当する番号を○で囲む。)</p> <p>1 3剤併用療法の治療歴なし 2 3剤併用療法の治療歴があるが、十分量の投与を受けていない。 [2の場合、具体的に記載: <input type="checkbox"/>以下の①、②のいずれにも該当しない。 ① これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース。 ② これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース。</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のインターフェロン治療開始前の所見を記入する。 ・1、2については、治療対象のウイルス性肝炎の番号を○で囲み必要事項を記入する。 <p>1 B型肝炎ウイルスマーカー (該当する方を○で囲む)</p> <p>(1) HBs抗原(+・-) (検査日:平成 年 月 日) (2) HBe抗原(+・-) HBe抗体(+・-) (検査日:平成 年 月 日) (3) HBV-DNA定量 LogIU/mL (Taq. Man法) (検査日:平成 年 月 日)</p> <p>2 C型肝炎ウイルスマーカー (検査日:平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 LogIU/mL (Taq. Man法)</p> <p>(該当する方を○で囲む)</p> <p>(2) ウィルス型 セログループ1・セログループ2 又は ジエノタイプ(あれば記載する。) 1b・2a・2b・その他()</p> <p>3 血液検査 (検査日:平成 年 月 日)</p> <p>AST IU/1 白血球数 /mm³ ALT IU/1 ヘモグロビン濃度 g/dl 血小板数 ×10⁴/mm³</p> <p>4 画像診断及び肝生検などの所見(具体的に記載) (検査日:平成 年 月 日) [所見: <input type="checkbox"/></p>					
診断	<p>(該当する番号を○で囲む。)</p> <p>1 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 3 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)</p>					
本診断書作成時における肝がんの有無	1 有り 2 無し					
治療内容	<p>(該当する番号を○で囲む。)</p> <p>1 インターフェロンα製剤単独 2 インターフェロンβ製剤単独 3 ペグインターフェロン製剤単独 4 ペグインターフェロン製剤+リバビリン製剤 5 インターフェロンβ製剤+リバビリン製剤 6 その他(具体的に記載する。)</p>					
治療予定期間	週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)					
治療上の問題点等						
医療機関名及び所在地	記載年月日 平成 年 月 日					
専門医 氏名	印					

(裏面)

- ※1 診断書は、記載日から起算して3か月以内のものが有効となること。
- 2 HBs 抗原, HBe 抗原, HBe 抗体以外の検査所見は、記載日前6か月以内（ただし、インターフェロン治療中の場合は治療開始時）の資料に基づいて記載すること。
- 3 肝疾患診療支援ネットワーク体制以外の専門医療機関の専門医の診断書にあっては、当該医療機関で治療する患者についてのみ作成すること。
- 4 記入漏れのある場合は、認定できないことがあるので、注意すること。

様式第2-3号(第3関係)

肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の交付申請に係る診断書(新規)

ふりがな 患者氏名			性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 大平 年 月 日 生(満 歳)			
患者住所	〒 -		電話番号 ()				
診断年月	昭和・平成 年 月	依頼医 (あれば記載する。)	医療機関名 医師名				
現在の治療	現在の核酸アナログ製剤治療の有無 ありの場合、核酸アナログ製剤治療の継続の必要		1 有り 2 無し 1 有り 2 無し				
検査所見	1 B型肝炎ウイルスマーカー (1) HBs 抗原 HBe 抗原 HBe 抗体 (2) HBV-DNA 定量	核酸アナログ製剤治療開始前のデータ (確認できる範囲内で記載する) (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)		直近のデータ (治療開始後3か月以内の者は記載不要) (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)			
		(+) (-) (+) (-) (+) (-)		(+) (-) (+) (-) (+) (-)			
		LogIU/mL (Taq. Man 法) (その他の定量法 _____) (単位 _____, 測定法 _____)		LogIU/mL (Taq. Man 法)			
	2 血液検査 AST ALT 血小板数	(検査日: 平成 年 月 日) _____ IU / l _____ IU / l _____ × 10 ⁴ / mm ³		(検査日: 平成 年 月 日) _____ IU / l _____ IU / l _____ × 10 ⁴ / mm ³			
	3 画像診断および肝生検などの所見 (具体的に記載)	(検査日: 平成 年 月 日) 所見:		(検査日: 平成 年 月 日) 所見:			
診断	(該当する番号を○で囲む。) 1 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)						
治療内容	(該当する番号を○で囲む。) 1 エンテカビル単独 2 ラミブジン単独 3 アデホビル単独 4 ラミブジン+アデホビル 5 その他 (具体的に記載する。)						
	治療開始日(予定を含む。) 平成 年 月 日						
治療上の 問題点等							
医療機関名及び所在地	記載年月日 平成 年 月 日						
専門医 氏名	印						

- ※1 診断書は、記載日から起算して3か月以内のものが有効となること。
- 2 記載日前3か月以内の資料に基づいて記載すること。ただし、「治療開始前データ」については、核酸アナログ製剤治療中の場合は、治療開始前の資料に基づいて記載すること。
- 3 治療開始前データが不明の場合は、治療開始後、確認できる範囲内の最も古いデータを記載すること。
- 4 肝疾患診療支援ネットワーク体制以外の専門医療機関の専門医の診断書にあっては、当該医療機関で治療する患者についてのみ作成すること。
- 5 記入漏れのある場合は、認定できないことがあるので、注意すること。

肝炎治療受給者証(3剤併用療法を除くインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療)の交付申請に係る診断書(新規)

ふりがな 患者氏名		性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 年 月 日生 大平 (満 歳)	
患者住所	〒 - 電話番号()			
診断年月	昭和・平成 年 月	依頼医 (あれば記載する。) 医師名	医療機関名 医師名	
現在の治療	現在の核酸アナログ製剤治療の有無 1 有り 2 無し 有りの場合、核酸アナログ製剤治療の継続の必要 1 有り 2 無し			
検査所見	1 B型肝炎ウイルスマーカー及び血液検査 (1) HBs 抗原 (2) HBe 抗原 HBe 抗体 (3) HBV-DNA 定量 (4) 血液検査 AST ALT 血小板数	核酸アナログ製剤治療開始前のデータ (確認できる範囲内で記載する) (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。) (+) (-) (+) (-) (+) (-) LogIU/mL (Taq. Man 法) (その他の定量法 _____) (単位 , 測定法 _____) (検査日: 平成 年 月 日) _____ IU / l _____ IU / l _____ × 10 ⁴ / mm ³	直近のデータ (治療開始後3か月以内の者は記載不要) (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。) (+) (-) (+) (-) (+) (-) LogIU/mL (Taq. Man 法) (検査日: 平成 年 月 日) _____ IU / l _____ IU / l _____ × 10 ⁴ / mm ³	
	2 C型肝炎ウイルスマーカー及び血液検査及び過去の治療歴	今回のインターフェロン治療開始前の該当する所見を記入する。 (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA 定量 _____ LogIU/mL (Taq. Man 法) (該当する方を○で囲む。) (2) ウィルス型 セログループ1・セログループ2 又は ジエノタイプ(あれば記載する。) 1b・2a・2b・その他 () (3) 血液検査(検査日: 平成 年 月 日) AST _____ IU / l 白血球数 _____ / mm ³ ALT _____ IU / l ヘモグロビン濃度 _____ g / d l 血小板数 _____ × 10 ⁴ / mm ³ □これまでの治療において十分量の3剤併用療法(ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプロビル)による24週投与を受けていない。 (該当する番号を○で囲む。) 1 3剤併用療法の治療歴なし 2 3剤併用療法の治療歴があるが、十分量の投与を受けていない。 〔2の場合、具体的に記載: _____〕		
	3 画像診断および肝生検などの所見(具体的に記載)	(検査日: 平成 年 月 日) (所見: _____)		
	診断	(該当する番号を○で囲む。) 1 慢性肝炎(B型肝炎ウイルスによる) 2 慢性肝炎(C型肝炎ウイルスによる) 3 代償性肝硬変(C型肝炎ウイルスによる)		4 代償性肝硬変(B型肝炎ウイルスによる) 5 非代償性肝硬変(B型肝炎ウイルスによる)
	本診断書作成時における肝がんの有無	1 有り 2 無し		
治療内容	(該当する番号を○で囲む。) 1 インターフェロンα製剤単独 2 インターフェロンβ製剤単独 3 ペグインターフェロン製剤単独 4 ペグインターフェロン製剤+リバビリン製剤 5 インターフェロンβ製剤+リバビリン製剤		6 エンテカビル単独 7 ラミブジン単独 8 アデホビル単独 9 ラミブジン+アデホビル 10 その他(具体的に記載する。)	
治療上の問題点等	治療予定期間 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)		治療開始日(予定を含む。) 平成 年 月	
医療機関名及び所在地	記載年月日 平成 年 月 日			
専門医 氏名	印			

(裏面)

- ※1 診断書は、記載日から起算して3か月以内のものが有効となること。
- 2 インターフェロン治療は記載日前6か月以内（ただし、治療中の場合は治療開始時）、核酸アナログ製剤治療は記載日前3か月以内の資料に基づいて記載すること。ただし、「治療開始前データ」については、核酸アナログ製剤治療中の場合は、治療開始時の資料に基づいて記載すること。
- 3 核酸アナログ製剤治療は、治療開始前データが不明の場合は、治療開始後、確認できる範囲内の最も古いデータを記載すること。
- 3 肝疾患診療支援ネットワーク体制以外の専門医療機関の専門医の診断書にあっては、当該医療機関で治療する患者についてのみ作成すること。
- 4 記入漏れのある場合は、認定できないことがあるので、注意すること。

様式第2-5号(第3関係)

肝炎治療受給者証(ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビルの3剤併用療法)の交付申請に係る診断書

ふりがな 患者氏名			性別	生年月日(年齢)			
			男・女	明昭 大平	年	月	日生(満歳)
患者住所	〒 電話番号()						
診断年月	昭和・平成 年 月	依頼医 (あれば記載する。)	医療機関名 医師名				
過去の治療歴	<p>該当する方にチェックする。</p> <p><input type="checkbox"/> 1 治療歴なし(初回治療例)</p> <p><input type="checkbox"/> 2 治療歴があるが、これまでに3剤併用療法を受けていない。</p> <p>(2にチェックした場合) 前回の治療内容</p> <p>ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で再燃 イ. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で無効 ウ. 上記以外の治療 (具体的に記載:)</p>						
検査所見	<p>今回の治療開始前の所見を記入する。</p> <p>1 C型肝炎ウイルスマーカー(検査日: 平成 年 月 日)</p> <p>(1) HCV-RNA 定量 LogIU/mL (Taq. Man 法) (該当する方を○で囲む。)</p> <p>(2) ウィルス型 セログループ1・セログループ2 又は ジエノタイプ(あれば記載する。) 1b・2a・2b・その他()</p> <p>2 血液検査(検査日: 平成 年 月 日)</p> <p>AST _____ IU/1 白血球数 _____ /mm³ ALT _____ IU/1 ヘモグロビン濃度 _____ g/dl 血小板数 _____ ×10⁴/mm³</p> <p>4 画像診断及び肝生検などの所見(具体的に記載)(検査日: 平成 年 月 日) (所見:)</p>						
診断	(該当する番号を○で囲む。)						
1 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる)							
2 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)							
本診断書作成時における肝がんの有無	1 有り 2 無し						
治療内容	<p>ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法</p> <p>治療予定期間 24週(平成 年 月 ~ 平成 年 月)</p>						
治療実施医療機関について	<p>(以下の項目にチェックがない場合は助成対象となりません。)</p> <p><input type="checkbox"/> 日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関である。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該患者の3剤併用療法の実施に当たり、日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する日本皮膚科学会皮膚科専門医と連携している。 (連携医療機関名:)</p>						
治療上の問題点等							
医療機関名及び所在地	記載年月日 平成 年 月 日						
専門医 氏名	㊞						

- ※1 診断書は、記載日から起算して3か月以内のものが有効となること。
- 2 記載日前6か月以内(ただし、3剤併用治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載すること。
- 3 肝疾患診療支援ネットワーク体制以外の専門医療機関の専門医の診断書にあっては、当該医療機関で治療する患者についてのみ作成すること。
- 4 記入漏れのある場合は、認定できないことがあるので、注意すること。

様式第2-6号(第3関係)

肝炎治療受給者証(核酸アノログ製剤治療)の更新申請に係る診断書

ふりがな 患者氏名			性別	生年月日(年齢)		
			男・女	明昭 大平	年	月
患者住所	〒 電話番号()					
診断年月	昭和・平成 年 月	依頼医 (あれば記載する。)	医療機関名 医師名			
検査所見	1 B型肝炎(ウイルスマーカー) (1) HBs 抗原 HBe 抗原 HBe 抗体 (2) HBV-DNA 定量		更新時直近データ (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。) (+ - -) (+ - -) (+ - -) _____ LogIU/mL (Taq. Man 法)			
	2 血液検査 AST ALT 血小板数		(検査日: 平成 年 月 日) _____ IU/1 _____ IU/1 _____ ×10 ⁴ /mm ³			
	3 画像診断および肝生検などの所見 (具体的に記載)		(検査日: 平成 年 月 日) [所見:]			
診断	(該当する番号を○で囲む。) 1 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)					
治療内容	(該当する番号を○で囲む。) 1 エンテカビル単独 2 ラミブジン単独 3 アデホビル単独 4 ラミブジン+アデホビル 5 その他(具体的に記載する。)					
治療薬剤の変更	(該当する番号を○で囲む。) 前回申請時からの治療薬剤の変更 1 有りに○の場合 変更前薬剤名() 変更日(平成 年 月 日)					
治療上の問題点等						
上記のとおり、B型慢性肝疾患に対する核酸アノログ製剤治療の継続が必要であると認めます。						
記載年月日 平成 年 月 日						
医療機関名及び所在地						
専門医 氏名 印						

- ※1 記載日から起算して3か月以内のものが有効となること。
 2 更新時直近データは、記載日から起算して3か月以内の資料に基づいて記載すること。ただし、HBs 抗原、画像診断及び肝生検などの所見については、記載日から1年以内の資料に基づいて記載すること。
 3 肝疾患診療支援ネットワーク体制以外の専門医療機関の専門医が記載する場合にあっては、当該医療機関で治療する患者についてのみ作成すること。
 4 記入漏れのある場合は、認定できないことがあるので、注意すること。

(表面)

肝炎治療受給者証

(3剤併用療法を除くインターフェロン治療)

公費負担者 番 号				受 給 者 番 号	
受 給 者	住 所				
	氏 名				
	性 別		生年月日		
疾 病 名					
医 療 機 関 ・ 薬 局					
有 効 期 間					
自 己 負 担 限 度 月 額					階 層
平成 年 月 日 付 交付					
広 島 県 知 事					
印					

※表記の疾病名及び医療機関・薬局以外では使用できません。

(表面)

肝炎治療受給者証
(核酸アナログ製剤治療)

公費負担者 番 号			受 給 者 番 号		
受 給 者	住 所				
	氏 名				
	性 別	生年月日			
疾 病 名					
医 療 機 関 ・ 薬 局					
有 效 期 間					
自 己 負 担 限 度 月 額					階 層
平成 年 月 日 交付 広 島 県 知 事 印					

※表記の疾病名及び医療機関・薬局以外では使用できません。

(裏面)

肝炎治療特別促進事業

(目的)

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。しかしながら、このインターフェロン治療については月額の医療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関等へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持、増進を図ることを目的としています。

注意事項

- 1 この証を交付された方は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎を根治するために保険診療によりインターフェロン治療を受けた場合、あるいは、B型ウイルス性肝炎を治療するために保険診療により核酸アナログ製剤治療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を受療医療機関、薬局に対して支払うこととなります。
- 2 この事業の対象となる医療は、この証の表面に記載された疾病に対するインターフェロン治療、あるいは、核酸アナログ製剤治療に限られています。
- 3 受療医療機関、薬局において診療・治療・調剤を受けるときは、被保険者証、組合員証等に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。
- 4 受療医療機関、薬局の変更、追加をしようとするときは、速やかに広島県知事に申請してください。
- 5 広島県外へ転出し、転出先においてもこの証の交付を受けたいときは、転出日の属する月の翌月末日までにこの証の写し等を添えて、転出先の都道府県知事に申請してください。
- 6 氏名、住所、加入医療保険、医療保険での負担区分、市町民税（所得割）の課税年額に変更が生じたとき、又は公費負担福祉医療制度の適用者となったときは、速やかに広島県知事に届け出してください。
- 7 治癒、死亡等により、あるいはこの事業に優先する国又は地方公共団体が負担する公費負担医療制度の適用者となったことにより、有効期間のあるこの証を必要としなくなったときは、この証の原本を添えて、広島県知事に届け出してください。
- 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、広島県知事に再交付申請をしてください。
- 9 その他の問い合わせは、下記に連絡してください。

連絡先

- 広島県健康福祉局薬務課 (082) 513-3078
 - お住まいを管轄する広島県保健所（支所）
 - 西部保健所（大竹市、廿日市市） (0829) 32-1181
 - 西部保健所広島支所（安芸高田市、安芸郡、山県郡） (082) 513-5526
 - 西部保健所呉支所（呉市、江田島市） (0823) 22-5400
 - 西部東保健所（竹原市、東広島市、豊田郡） (082) 422-6911
 - 東部保健所（三原市、尾道市、世羅郡） (0848) 25-2011
 - 東部保健所福山支所（福山市、府中市、神石郡） (084) 921-1311
 - 北部保健所（三次市、庄原市） (0824) 63-5181
- ※（ ）内は所管区域

(表面)

肝炎治療受給者証

(テラプレビルを含む3剤併用療法)

公費負担者 番 号				受 給 者 番 号	
受 給 者	住 所				
	氏 名				
	性 別		生年月日		
疾 病 名					
医 療 機 関 ・ 薬 局					
有 効 期 間					
自 己 負 担 限 度 月 額					階 層
平成 年 月 日 交付 広 島 県 知 事 印					

※表記の疾病名及び医療機関・薬局以外では使用できません。

(裏 面)

肝炎治療特別促進事業

(目 的)

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。しかしながら、このインターフェロン治療については月額の医療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関等へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持、増進を図ることを目的としています。

注 意 事 項

- 1 この証を交付された方は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎を根治するために保険診療によりインターフェロン治療を受けた場合、あるいは、B型ウイルス性肝炎を治療するために保険診療により核酸アナログ製剤治療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を受療医療機関、薬局に対して支払うこととなります。
- 2 この事業の対象となる医療は、この証の表面に記載された疾病に対するインターフェロン治療、あるいは、核酸アナログ製剤治療に限られています。
- 3 受療医療機関、薬局において診療・治療・調剤を受けるときは、被保険者証、組合員証等に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。
- 4 受療医療機関、薬局の変更、追加をしようとするときは、速やかに広島県知事に申請してください。
- 5 広島県外へ転出し、転出先においてもこの証の交付を受けたいときは、転出日の属する月の翌月末日までにこの証の写し等を添えて、転出先の都道府県知事に申請してください。
- 6 氏名、住所、加入医療保険、医療保険での負担区分、市町民税（所得割）の課税年額に変更が生じたとき、又は公費負担福祉医療制度の適用者となったときは、速やかに広島県知事に届け出してください。
- 7 治癒、死亡等により、あるいはこの事業に優先する国又は地方公共団体が負担する公費負担医療制度の適用者となったことにより、有効期間のあるこの証を必要としなくなったときは、この証の原本を添えて、広島県知事に届け出してください。
- 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、広島県知事に再交付申請をしてください。
- 9 患者の安全確保の点から、テラプレビルを含む3剤併用療法の実施については、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関に限定しています。
- 10 その他の問い合わせは、下記に連絡してください。

連絡先

- 広島県健康福祉局薬務課 (082) 513-3078
- お住まいを管轄する広島県保健所（支所）
 - 西部保健所（大竹市、廿日市市） (0829) 32-1181
 - 西部保健所広島支所（安芸高田市、安芸郡、山県郡） (082) 513-5526
 - 西部保健所呉支所（呉市、江田島市） (0823) 22-5400
 - 西部東保健所（竹原市、東広島市、豊田郡） (082) 422-6911
 - 東部保健所（三原市、尾道市、世羅郡） (0848) 25-2011
 - 東部保健所福山支所（福山市、府中市、神石郡） (084) 921-1311
 - 北部保健所（三次市、庄原市） (0824) 63-5181
- ※（ ）内は所管区域

様式第4号（第6関係）

肝炎治療受給者証認定不承認通知書

平成 年 月 日

様

広島県知事

平成 年 月 日付けで申請のありました肝炎治療受給者証交付申請については、次の理由により承認できませんので、通知します。

理由

肝炎治療指定医療機関申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地（法人であるときは、主たる事務所の所在地）

〒 —

電話番号（ ）

開設者氏名（法人であるときは、名称及び代表者の氏名）

印

次のとおり肝炎治療を肝臓の専門医により、又は肝臓の専門医と連携して行うことができるので、指定医療機関に指定してください。

1 名 称		
2 医療機関等コード		
3 開設の場所	〒 —	電話番号（ ）
4 診療科目		
5 管理者の職及び氏名		
6 指定医療機関の要件	(該当する番号を○で囲むこと。)	
	1 日本肝臓学会、日本消化器病学会に属する肝臓の専門医が常勤し、抗ウイルス療法に精通し、かつ、副作用等に対する処置及び治療中における肝がんの早期発見ができる医療機関 1に○をつけた医療機関は、次のア及びイについて記入。 (アのうち、該当する方を○で囲むこと。)	
	ア 日本肝臓学会専門医	・ 日本消化器病学会専門医
イ 専門医氏名（常勤の専門医すべてを記入。）		
	2 肝疾患診療支援ネットワーク体制を構成する専門医療機関の専門医が治療方針を立て、定期的な検査を行う患者に対し、専門医との緊密な連携のもとで、治療を行う医療機関	
	添付書類：様式第6号	

推 薦 書

平成 年 月 日

広島県知事様

所 在 地(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

開設者氏名(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

印

次の医療機関は、当専門医療機関の専門医_____の治療方針のもとで肝炎治療の一部を
担うことができるので、指定医療機関として推薦します。

1 名 称	
2 開設の場所	
3 診 療 科 目	
4 管理者の職 及 び 氏 名	
5 担当医師名	

肝炎治療指定薬局申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

所 在 地（法人であるときは、主たる事務所の所在地）

〒 —

電話番号（ ）

開設者氏名（法人であるときは、名称及び代表者の氏名）

(印)

1 名 称	
2 医療機関等コード	
3 開設の場所	〒 — 電話番号（ ）
4 保険薬局の指定 年月日	
5 管理者の 職及び氏名	

※ 在宅自己注射が処方された患者に対する医薬品等の取扱い及び使用済みの注射針等の廃棄等については、患者に対し適切な指導を行い、又は自らも処理等を行うこと。
また、廃棄物処理委託契約書の写しを添付すること。

様式第8号（第7関係）

肝炎治療指定医療機関等変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所 在 地（法人であるときは、主たる事務所の所在地）

〒 —

電話番号（ ）

開設者氏名（法人であるときは、名称及び代表者の氏名）

印

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

1 指定医療機関等の名称及び所在地	(名 称) (所在地) 〒 —
	電話番号（ ）
2 変更事項	(※該当する番号を○で囲むこと。) 1 指定医療機関等の名称 2 所在地 3 連絡先 4 医師 5 薬剤師 6 診療科目 7 指定医療機関の要件 8 医療機関等コード 9 その他（ ）
	(変更前)
	(変更後)
3 備 考	

※ 指定医療機関等の名称又は所在地の変更の場合は、指定証の原本を添付すること。

肝炎治療指定医療機関等辞退届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

所 在 地（法人であるときは、主たる事務所の所在地）
〒 一

電話番号（ ）

開設者氏名（法人であるときは、名称及び代表者の氏名）

印

次の理由により、指定医療機関等を辞退します。

1 医療機関等の 名称及び所在 地	(名 称) (所在地) 〒 一 電話番号（ ）
2 理 由	
3 備 考	

※ 指定証の原本を添付すること。

年 月分 肝炎治療自己負担限度月額管理票
 (インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療)

ふりがな 氏名

自己負担限度月額 円

次のとおり自己負担限度月額に達しました。

日付	指定医療機関等の名称	確認印
月日		

日付	指定医療機関等の名称	自己負担額	月間自己負担額累積額	自己負担額徴収印
月日				

【医療機関等の方へ】

本票に記載された自己負担限度月額は、インターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療を併用する方の場合であっても、両治療に係る自己負担の合算額に対する1人当たりの限度額となりますので、御注意ください。

肝炎治療医療費支給申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

請求者住所 〒

ふりがな
請求者氏名

印

振込先 金融機関	金融機関	
	支店等	
	預金種目	普通・当座
	口座番号	

電話()
生年月日 年 月 日 (歳)

捺印

(印)

平成 年 月分を請求します。

※記入すること。

受給者番号		患者氏名	
保険区分	種別(○で囲む)	保険者名(社会保険事務所等)	保険者の負担割合
	健保組合・協会けんぽ・船員・共済組合・国保・後期高齢者・その他		9割 8割 7割 その他 ()
	被保険者氏名	記号・番号	
入通院の別	入院	診療日(回)数	日(回)
	通院		日(回)
	薬局		日(回)

※1 上記太枠内を記入し、下表には記入しないこと。

2 肝炎治療費助成に係る医療費(薬剤費)確認書(様式第11-2号)、治療・調剤を受けた保険医療機関等又は指定医療機関等が発行した領収書、治療を受けた保険医療機関等又は指定医療機関等が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類(このほか、高額療養費の適用となる場合は、支給決定額の分かる書類)、医療費振込先金融機関の口座が分かる書類(預金通帳の写し等)を添付すること。

(内訳)

A : 総医療費 円	B : Aのうち対象医療費 円	C : 保険者負担分 (B×負担割合) 円	D (=B-C) : 患者負担額 円
E : 総薬剤費 円	F : Eのうち対象薬剤費 円	G : 保険者負担分 (F×負担割合) 円	H (=F-G) : 患者負担額 円
I : 高額療養費 円	J : 自己負担限度月額 円	K : 支給決定額 (D+H-I-J) 円	

支給決定額 円

肝炎治療費助成に係る医療費（薬剤費）確認書

平成 年 月分

患者氏名

診療（調剤）日	治療助成対象医療に係る 患者負担額	治療助成対象医療に係る 肝炎公費対象点数
平成 年 月 日 （～平成 年 月 日）	円	点
平成 年 月 日 （～平成 年 月 日）	円	点
平成 年 月 日 （～平成 年 月 日）	円	点
平成 年 月 日 （～平成 年 月 日）	円	点
平成 年 月 日 （～平成 年 月 日）	円	点
平成 年 月 日 （～平成 年 月 日）	円	点
平成 年 月 日 （～平成 年 月 日）	円	点
平成 年 月 日 （～平成 年 月 日）	円	点
合 計	円	肝炎公費対象点数 点

医療機関・薬局名

記入者所属及び氏名

印

問合せ先 () -

【参考】

- 対象医療 ……
- ・ B・C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの
 - ・ 当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料、薬剤料等及び当該治療を継続するために必要な治療費

※ 文書料、入院時食事療養標準負担額、入院時生活療養標準負担額は対象となりません。
その他、不明な点については、広島県薬務課（082）513-3078へお問合せください。

【肝炎治療受給者証をお持ちの皆様へ】

助成開始月からこれまでに立て替えた医療費・薬剤費がある方は、肝炎治療医療費支給申請書（様式第11-1号）に、この確認書と次の書類を添えて提出してください。

- ・ 医療機関・薬局で発行の領収書
- ・ 医療、調剤内容、保険点数等が記載された書類（明細書等）
- ・ 高額療養費の適用となる場合は、支給決定額の分かる書類（支給決定通知書等）
- ・ 振込先金融機関の口座が分かる書類（預金通帳の写し等）

肝炎治療医療費支給申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

肝炎治療受給者証の所得階層区分の変更に伴い平成 年 月分の医療費を請求します。

請求者住所〒		
ふりがな 請求者氏名		
印		
捨印 印	金融機関	
	振込先	支店等
	金融機関	預金種目 普通・当座
		口座番号

電話() -

受給者番号								患者の 生年月日	明大 昭平	年	月	日(歳)
-------	--	--	--	--	--	--	--	-------------	----------	---	---	------

自己負担限度月額(変更前)A	自己負担限度月額(変更後)B	自己負担上限額管理票の月末累積額C	償還払額(C-B)	備考
円	円	円	円	

- 1 肝炎治療自己負担限度額月額管理票(当該申請月分)の写しを添付すること。
- 2 振込先金融機関の口座が分かる書類(預金通帳の写し等)を添付すること。
- 3 A欄は、変更前の自己負担限度月額を記載する。
- 4 B欄は、変更後の自己負担限度月額を記載する。
- 5 C欄は、自己負担限度額月額管理票の月間自己負担額累積額の最下欄の数値を転記する。

様式第12号(第11関係)

肝炎治療指定医療機関等変更・追加申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者氏名

(印)

次のとおり指定医療機関・薬局を、変更(追加)したいので、承認してください。

対象患者	受給者番号							
	ふりがな 氏名				性別	男・女		
					生年月日	明昭 大平年月日生		
住 所	〒 - 電話番号 ()							
変更前	変更前 名 称							
	所在地							
変更後	変更後 名 称							
	所在地							
追加	追加 名 称							
	所在地							
	追加 名 称							
	所在地							

※肝炎治療受給者証の原本を添付すること。

肝炎治療対象患者変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

氏名

印

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

ふりがな 患者氏名		受給者番号										
氏名		変更年月日	平成 年 月 日									
住所	〒一 電話 ()											
変更事項	1 氏名 2 住所 3 加入医療保険 4 医療保険での負担区分 5 市町民税（所得割）課税年額 6 公費負担福祉医療制度の適用 7 その他 () (変更前) (変更後)											
備考												

- ※1 氏名、住所、又は市町民税（所得割）課税年額の変更の場合は、肝炎治療受給者証の原本を添付すること。
2 氏名の変更の場合は、戸籍謄本（抄本）又は運転免許証の写しを添付すること。
3 住所の変更の場合は、住民票又は運転免許証の写しを添付すること。
4 加入医療保険又は医療保険での負担区分が変更となるときは、被保険者証等の写しを添付すること。
5 市町民税（所得割）課税年額が変更となるときは、変更後の市町民税（所得割）課税年額の証明書を添付すること。
6 公費負担福祉医療制度の適用者となったときは、その受給者証等の写しを添付すること。

肝炎治療受給者証再交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者氏名

(印)

次の理由により受給者証の再交付を申請します。

患者氏名 ふりがな			受給者番号										
住所	〒 電話番号()												
医療機関 ・薬局	名称												
	所在地												
	名称												
	所在地												
	名称												
	所在地												
	名称												
所在地													
再交付の理由	1 紛失 2 破損 3 汚損 4 盗難 5 その他()												
備考													

※破損、汚損の場合は、受給者証の原本を添付すること。

肝炎治療受給者証返還届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

氏名

印

次のとおり、肝炎治療受給者証を返還しますので届け出ます。

ふりがな 患者氏名		受給者番号									
住 所	〒 _____										
	電話 ()										
返還の理由	1 治癒・軽快										
	2 死亡（死亡年月日 平成 年 月 日）										
	3 治療中止又は治療方法の変更（2度目の制度利用含む） (中止又は変更年月日 平成 年 月 日) (理由)										
	4 公費負担医療制度適用（適用年月日 平成 年 月 日）										
	5 県外転出（転出先都道府県名 _____）										
	6 その他（ _____ ）										
備 考											

※肝炎治療受給者証の原本を添付すること。